府がくやく便り

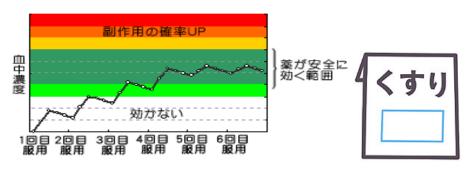
NO. 6 2008. 8.30.

学校で取り組む 「くすりの正しい使い方」の教材について

学校薬剤師の職務は、ご承知のように「学校保健法施行細則第二十五条」に 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健安全計画の立案に参与すること。
- 二 第二十二条の二の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。
- 四 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用 具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについ て必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、<u>必要に応じ、学校における保健管理に関</u>する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬 剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

学校で依頼を受ける「薬物乱用防止の授業」や「くすりの正しい使い方」などは、25条の5に記載されている「保健管理の指導」の範ちゅうに入る。 医薬品を取り巻く社会環境の変化と、国民がセルフフメデイケーションの考えを求められる近年の状況を受け、中学校や高等学校の保健の教科書に「医薬品の適性使用」の内容を学ぶということが決まった。その結果、先生方も学校で何度も依頼を受けられ、授業や講演を行っておられることだと思います。様々な資料や教材がインターネット上や、本、CD、新聞、などなどから手に入るが、「くすりの正しい使い方」についての教材について、日本薬剤師 会では、ホームページよりパワーポイントの教材がダウンロードできるようになっている。これと同じ内容の本 (CD 付き)が、京都府薬剤師会に配布され、現在貸し出しをされていることをお知らせいたします。また、昨年、京都府学校薬剤師会会員研修会にて紹介をした、「くすりの適正協議会」では、インターネット上から、会員登録すれば、パワーポイントの画像や、実験の動画、を自由にダウンロードでき、また、人体の模型や、錠剤・カプセルの模型など貸し出しもしてもらえる。(詳しくは、ホームページを見てください)この2つの資料は、自分自身のオリジナルのパワーポイント作りにも自由に貼り付けが出来ること、話の組み立てが決まれば、内容に応じて、選択でき、非常に便利に使える。学校からの依頼があれば、先生方の講義に是非活用し、子どもたちや、地域の方々に分かりやすい「くすりの正しい使い方」を広めていただきたいと思います。



関連リンク先

(社) 日本薬剤師会: http://www.nichiyaku.or.jp/contents/keihatsu/default.html

(社) 京都府薬剤師会: http://www.kyotofuyaku.or.jp/

くすりの適正協議会: http://www.rad-are.com/

文責:京都府学校薬剤師会 守谷まさ子